

東大阪ブランド事業実施要綱

(目的)

第1条 本市の事業者が製造した優れた最終製品を東大阪ブランド製品として客観的な視点で評価・認定することで当該製品の価値を高め、市内事業者の製品開発を促進すること及び、認定製品を有する事業者が相互に連携して東大阪ブランドのCI活動を行うことを通じて本市のモノづくりのまちとしての都市イメージの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、東大阪ブランドとは、市長が定める認定基準に適合するものとして認定された製品をいう。

- 2 この要綱において、事業者とは製造業等を営む者又は法人その他の団体（定款、寄付行為その他これらに準ずるものを有している者に限る。以下「法人等」という。）で、本市区域内に実態を有する本社あるいは認定申請製品の生産拠点がある者をいう。

(認定の対象)

第3条 東大阪ブランドの認定の対象となる製品は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 最終製品であり、自社製品として市場に出荷しているか、今後販売を予定している製品であること。
 - (2) 東大阪ブランドとしてふさわしい製品であること。
- 2 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業者の製品は東大阪ブランドの認定の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員
 - (3) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - (4) 当該事業者が法人等の場合において、当該事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに前2号に該当する者がいる事業者
 - (5) 破産手続開始の申立てをし、若しくはその開始の決定がなされた事業者又は更生手続開始の申立て若しくは再生手続開始の申立てをした事業者（更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定がなされた事業者を除く。）
 - (6) 東大阪市税を滞納している事業者

(認定基準)

第4条 市長は、素材、独自性、革新性、新規性、デザイン性等の観点から、東大阪ブラ

ンド認定基準を別に定めるものとする。

- 2 市長は、第1項の規定により認定基準を定めたときは、これを公表するものとする。
- 3 前項の規定は、認定基準を改正する場合について準用する。

(募集)

第5条 市長は、東大阪ブランドの認定の申請を期間を定めて募集するものとする。

(申請)

第6条 東大阪ブランドの認定の申請をしようとする事業者(以下「申請者」という。)は、前条の規定により定める募集期間内に、次の各号に掲げる書類を添付して、東大阪ブランド認定申請書(様式第1。以下「認定申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合

- ア 住民票の写し
- イ 東大阪ブランド認定申請に関する誓約書・同意書(様式第2)
- ウ 東大阪ブランドポリシーに関する誓約書(様式第3)
- エ 役員等名簿(様式第4)
- オ 製造物賠償責任保険加入者証の写し
- カ その他市長が定める書類

(2) 申請者が法人等である場合

- ア 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの
- イ 登記事項証明書又は登記簿謄本
- ウ 東大阪ブランド認定申請に関する誓約書・同意書(様式第2)
- エ 東大阪ブランドポリシーに関する誓約書(様式第3)
- オ 役員等名簿(様式第4)
- カ 製造物賠償責任保険加入者証の写し
- キ その他市長が定める書類

(審査)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その申請に係る製品が第4条第1項の認定基準に適合するかどうかを審査するものとする。この場合において、市長は必要に応じて、申請者から意見聴取、事業者の現地調査等を行うことができる。

- 2 市長は、前項による審査にあたっては、東大阪ブランド認定審査委員会(以下、「委員会」という。)の意見を聴くものとする。

(認定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、基準に適合し製品を認定するときは、その製品(以下「認定製品」という。)の申請をした事業者(以下「認定事業者」という。)に対し、所定の認定書を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の認定をしたときは、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 認定製品の名称

(2) 認定事業者の氏名および事業所所在地（法人等にあつては事業者名および事業所所在地）

3 市長は、第1項の認定をしない場合は、その旨を申請者に通知する。

（認定の有効期間および再認定）

第9条 前条第1項の認定の有効期間は、認定したその日から4年を経過する日の属する年度の末日までとする。

2 認定事業者は、認定の有効期間が満了した後引き続き認定を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間の最終年度に第6条の申請を行うものものとする。

3 認定事業者は、認定の有効期間に関わらず、認定製品の規格、形状又はデザイン等を著しく変更しようとする場合は、あらためて第6条の手続きを行い、第8条の認定を受けなければならない。

4 前3条及び第1項の規定は、前2項の場合において準用する。

（申請の取消しおよび認定の辞退）

第10条 認定を受けようとする者が申請を取り消す場合および認定事業者が、認定の辞退を希望する場合は、その旨を記載した届書を市長に提出しなければならない。

（認定の取り消し）

第11条 市長は、認定製品又は認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときには第8条第1項の認定を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項の基準に適合しないと認められたとき

(2) 第3条第1項に規定する要件を欠いたとき

(3) 認定事業者が第3条第2項各号のいずれかに該当することになったとき

(4) 虚偽の申請により認定を受けたとき

(5) 認定製品の製造又は販売を中止したとき

(6) 認定製品の販売前に認定を受けた場合において、当該製品を販売する見込みがなくなったとき

(7) 認定事業者が東大阪ブランド推進機構に加入しないとき又は東大阪ブランド機構の正会員でなくなったとき

(8) その他東大阪ブランド事業に重大な支障を及ぼすとき

2 市長は、前項の規定により認定を取り消そうとするときは、審査委員会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定により認定を取り消したときは、理由を付して認定の取消しを受けた事業者に通知するものとする。

4 第1項の規定により取消しを受けた事業者は、取消しの日から5年を経過しなければ、新たな認定について申請することができない。

（届け出）

第12条 認定事業者は、次の各号のいずれかを変更したときは所定の届出書により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 認定事業者の氏名又は事業所所在地（法人等にあつては事業者名又は事業所所在地）
- (2) 認定製品の名称
- (3) 認定製品の製造又は販売を中止したとき
- (4) 認定製品の規格、形状又はデザイン等を著しく変更したとき
- (5) その他認定申請書の記載事項に変更（軽微な変更を除く）が生じたとき

（認定事業者の責務）

第13条 認定事業者は、第1条の目的を達成するために、東大阪ブランド推進機構に加入して東大阪ブランド推進機構のCI活動に協力しなければならない。

- 2 認定事業者は、この要綱を遵守するとともに認定製品の品質、デザイン等の維持に努めなければならない。
- 3 認定事業者は、認定製品の販売を通じて東大阪ブランド事業の普及啓発に協力するよう努めなければならない。

（商標使用許諾契約）

第14条 認定事業者は、東大阪ブランドの商標を使用するための契約を市長と交わすものとする。

- 2 認定事業者は、認定製品の包装品もしくは容器、事業所等に東大阪ブランドの認定を受けていることを表示することができる。

（調査）

第15条 市長は必要があると認めるときは、次の各号に掲げる方法により認定製品等の調査を行うことができる。

- (1) 認定製品の製造場所への立入検査
- (2) 認定製品の成分その他表示内容にかかる品質検査
- (3) 暴力団排除にかかる警察署への文書照会
- (4) 東大阪ブランド推進機構への加入状況にかかる同機構への文書照会

- 2 認定事業者は、前項の規定に基づき本市が行う調査にできる限り協力しなければならない。

（損害に対する責任）

第16条 認定製品の製造、販売等により事故等が発生した場合は認定事業者がその損害賠償の責任を負うものとする。

- 2 前項の規定する場合において、認定事業者は遅滞なく市長に届け出なければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

- 4 この要綱の施行日において東大阪ブランド推進機構理事長により東大阪ブランドとして認定されている製品に関する市と当該製品を有する事業者との間で締結した商標使用許諾契約は、当該認定が継続している間は、令和3年3月31日を限度としてその契約を更新することができるものとする。

様式第1（第6条関係）

東大阪ブランド認定申請書

年 月 日

（あて先）東大阪市長

（申請者）

所在地

会社名

代表者名

㊟

東大阪ブランド事業実施要綱第6条の規定に基づき、当社の下記製品に関して東大阪ブランドの認定を申請します。

記

1 申請製品

番号	名称
1	
2	
3	

2 担当者連絡先

以上

同意欄

私は、申請製品が東大阪ブランド事業実施要綱に規定されている認定の対象製品であることを確認するために、市長が、私の市税の納入状況及び東大阪ブランド推進機構への加入状況を関係機関に照会することに同意いたします。

（申請者） 所在地

会社名

代表者名

㊟

添付書類

- 1 提出書類1 申請企業の概要
- 2 提出書類2 申請製品の概要
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2（第6条関係）

年 月 日

（あて先）東大阪市長

（申請者）

所在地

団体名

代表者名

⑩

東大阪ブランド認定申請に関する誓約書・同意書

私は、東大阪ブランド認定を申請するにあたり、申請製品が東大阪ブランド事業実施要綱に定める認定の対象となる製品であること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

なお、上記について疑義が生じた場合は、貴市の指示に従い、資格要件等に関する書類を速やかに提出すること、及び貴市が関係機関に対して調査・照会を行い、資格要件等に関する情報収集を行うことに同意します。

また、私は、東大阪市長が東大阪市長暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、東大阪市長暴力団排除条例第2条第2号及び3号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、前号に掲げる者の該当の有無を確認するため、東大阪市長から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が東大阪市長から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると東大阪市長が大阪府警察本部から情報提供を受け、又は東大阪市長の調査により判明した場合は、東大阪市長がブランド認定を取り消しウェブサイト等において、その旨を公表することに同意します。

様式第3（第6条関係）

年 月 日

（あて先）東大阪市長

（申請者）

所在地

団体名

代表者名

印

東大阪ブランドポリシーに関する誓約書

私は、次に掲げる東大阪ブランドポリシーに基づき、東大阪ブランド推進機構会員として活動することを誓います。

東大阪ブランドポリシー

1. オンリーワンで認定された製品については、オンリーワンであり続けるために常に製品力に磨き、独創性の高い製品づくりに努めます。
2. ナンバーワンで認定された製品については、ナンバーワンであり続けるために常に競争力を保つよう、業界内の地位の確保に努めます。
3. プラスアルファで認定された製品については、プラスアルファであり続けるために認定された要素を常に磨くことに努めます。
4. 東大阪ブランド製品製造企業は積極的にユーザーニーズを把握することに努めてユーザーに喜びを与えるため、製品の改良や新たな製品の創出に積極的に取り組み、常に品質・機能・性能の向上を目指します。
5. 東大阪ブランド製品製造企業はユーザーへのサービス向上を目指します。
6. 東大阪ブランド製品製造企業は地球環境配慮の製品づくりを目指します。
7. 東大阪ブランド製品製造企業は地域に愛される企業を目指します。

